

## 技能検定の職種統廃合の状況について(～平成26年度実施の検討会分)

参考1-2

年度	検討会候補職種(検討会実施時点)	検討された職種(報告時点)	施行した職種(施行時点)
21年度	漆器製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	ファインセラミックス製品製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	コンクリート積みブロック		
	製材のこ目立て		
	金属研磨仕上げ		
	竹工芸		
	ガラス製品製造		
	れんが積み		
	建築図面製図		
	木工機械整備		
	エーエルシーパネル施工(30人以上のため除外)		
	枠組壁建築(30人以上のため除外)		
	縫製機械整備(30人以上のため除外)		
	木型製作(30人以上のため除外)		
印章彫刻(30人以上のため除外)			
機械木工(30人以上のため除外)			
陶磁器製造(30人以上のため除外)			
22年度			漆器製造(廃止。政令改正)→平成23年度試験から反映
			ファインセラミックス製品製造(廃止。政令改正)→平成23年度試験から反映
		コンクリート積みブロック(廃止又は統合)	
		製材のこ目立て(廃止又は統合)	
		金属研磨仕上げ(廃止又は統合)	
		竹工芸(廃止又は統合)	
		ガラス製品製造(廃止又は統合)	
		れんが積み(廃止又は統合)	
		建築図面製図(廃止又は統合)	
		木工機械整備(廃止又は統合)	
	枠組壁建築		
	ウェルポイント		
	エーエルシーパネル施工		
	機械木工		
23年度			コンクリート積みブロック(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
			製材のこ目立て(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
			金属研磨仕上げ(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
			竹工芸(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
			ガラス製品製造(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
			れんが積み(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
			建築図面製図(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映
	枠組壁建築(H22検討会報告に基づき、H23年度実施結果により判断)	(枠組壁建築(H23年度での6年平均により、実施間隔を判断))	
		(ウェルポイント(H24年度実施結果により、実施間隔を判断))	
		エーエルシーパネル施工(隔年実施又は指定試験機関化)	(エーエルシーパネル施工(H23より隔年実施))
		機械木工(廃止又は統合)	
24年度	枠組壁建築	(枠組壁建築(H24の実施結果も含めて判断))	
	印章彫刻	(印章彫刻(3年毎実施であり、6年平均が下がってきているため、H24の実施結果を見て判断))	
			木工機械整備(機械木工と統合。政令改正)→平成25年度試験から反映
			機械木工(木工機械整備と統合。政令改正)→平成25年度試験から反映
25年度	木型製作	木型製作(廃止又は指定試験機関化)	
	機械木工	機械木工(次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で判断)	
26年度	複写機組立て	複写機組立て(廃止)	
	機械木工(H25検討会報告に基づき、H25年度実施結果により判断)	(機械木工(H26年度での6年平均により、実施間隔を判断))	
	製版	製版(次回試験を実施する平成28年度の受検者申請者数などの状況を踏まえた上で、改めて検討)	

- 各年度の検討会では、その前年度までの実施結果を基に検討を行っている。
- 22年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が30人以下の職種を、23年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が50人以下の職種を対象とするなど、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当とされている(H21.1「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員報告書」)。